

公益社団法人ふくしま被害者支援センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人ふくしま被害者支援センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県福島市森合町14番6号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、犯罪、交通事故等の被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対して、精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者等の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 被害者等に対する電話相談事業及び面接相談事業
 - (2) 被害者等への物品の供与又は貸与、役務の提供等の方法による直接的支援事業
 - (3) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第4条の規定による犯罪被害者等給付金の裁定の申請を補助する事業
 - (4) 被害者等自助グループへの支援事業
 - (5) 関係機関・団体等との連携による被害者等の支援事業
 - (6) 被害者等の実態に関する調査及び研究事業
 - (7) 犯罪被害者支援活動員等の養成及び研修事業
 - (8) 被害者等に対する支援の必要性に関する広報及び啓発事業
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、県内に居住する被害者等又は県内において発生した事件事故の被害者等に対して行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその承認の可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(欠格事項等)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、正会員となることはできない。

- (1) 未成年、成年被後見人、被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
- (3) 人の生命又は身体を害する罪（過失によるものを除く。）を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (5) その他本法人の事業に関し不公正な行為を行うおそれのある者

2 正会員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失うものとする。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の会費の納入を2年以上履行しなかったとき。
- (2) すべての正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、またはこの法人が解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が既に納入した会費、賛助会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
（開催）

第15条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
（招集）

第16条 総会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。この場合において、理事長は請求のあった日から30日以内に総会を開催しなければならない。
- 3 総会を招集しようとするときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の1週間前までに通知しなければならない。ただし総会に出席しない正会員が、書面によって議決権を行使することができることとしたときは、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

（議長）

第17条 総会の議長は、当該総会において、出席正会員の中から選任する。

（議決権）

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決議）

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。

（総会の書面表決）

第20条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

（議事録）

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長のほかその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員

（役員の設定）

第22条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上17名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
(理事の職務及び権限)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、その職務を執行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。
(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
(役員任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。
(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、総会で別に定める報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会において別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
(事業の報告)

2 代表理事及び業務執行理事は、職務の執行状況を定時総会において報告するほか、3ヶ月に1回以上理事会に報告するものとする。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときには、第24条第3項に定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議において特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、この場合において議長は、理事として議決に加わることはできない。

2 前項の規定にかかわらず法人法に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第34条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項により理事会の決議を受けた事業計画書及び収支予算書は、当年度の定時総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第37条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算が成立する日までの間、前年度の予算に準じ、収入及び支出をすることができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織、事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に該当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報及び福島県内で発行する日刊紙に掲載する方法による。

第10章 事務局及び事業局

(設置等)

第45条 この法人の事務及び事業を処理するため、事務局及び事業局を置く。

- 2 事務局及び事業局には、それぞれ事務局長、事業局長、その他職員を置くことができる。
- 3 事務局長、事業局長及びその他職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局及び事業局の組織及びその他運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第46条 この法人に顧問7名及び参与2名を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者又は有識者の中から、理事会の推薦を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要な業務につき、理事長の諮問に応じるものとする。

- 4 参与は、理事長が委嘱した事項の処理に協力するものとする。
- 5 顧問及び参与は、理事長の求めに応じて、総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 6 顧問及び参与の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 顧問及び参与には、費用を支弁することができる。
- 8 前項の規定に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(備付け帳簿及び書類)

第47条 この法人の事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。なお、備え置くべき期間につき法令等に定めがあるものについては、それに準拠して据え置くものとする。

- (1) 定款
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 会員名簿
 - (4) 事業計画書
 - (5) 収支予算書
 - (6) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (7) 総会及び理事会の議事に関する書類
 - (8) 貸借対照表
 - (9) 損益計算書
 - (10) 財産目録
 - (11) 事業報告
 - (12) 事業報告の附属明細書
 - (13) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (14) 監査報告
 - (15) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (16) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (17) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

(個人情報の保護)

第48条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

第13章 公安委員会への報告等

(公安委員会への報告等)

第49条 この法人は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(以下「支援法」という。)第23条の規程に基づく犯罪被害者等早期援助団体として、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに福島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）へ関係書類を提出しなければならない。ただし、第3号の事項については、毎年度5月に公安委員会へ関係書類を提出しなければならない。

- (1) 役員に変更があったとき

- (2) 事業計画書及び収支予算書を作成し、又は変更しようとするとき
 - (3) 事業計画書及び収支計算書を作成するとき
 - (4) 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号、以下「援助団体規則」という。）第1条第2項第1号から第5号までに掲げる書類又は同項第8号から第10号までに掲げる書類の内容に変更があったとき。
- 2 この法人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ公安委員会へ届出書を提出しなければならない。
- (1) 定款を変更しようとするとき
 - (2) 法人を解散しようとするとき
 - (3) 第4条第1号から第3号まで及び第8号の事業のいずれかを廃止しようとするとき
 - (4) 事務所の名称、所在地及び代表者の氏名を変更しようとするとき
- 3 この法人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ公安委員会の承認を受けなければならない。
- (1) 援助団体規則第1条第1項第3号に掲げる事項を変更しようとするとき
 - (2) 援助団体規則第1条第2項第6号の事業規程又は同項第7号の情報管理規程を変更しようとするとき
- 4 この法人は、指定の取消しを受けようとするときは、指定の取消しを受けようとする理由（一定の期日に指定の取消しを受けることを要する場合は、その理由も含む。）及び現に援助を行っている犯罪被害者等に対する措置を記載した申請書を公安委員会へ提出しなければならない。

第14章 雑則

（細則）

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経た後、総会の承認を受け理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立を行ったときは、第35条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は岩崎稠とする。

附則

この定款は、平成25年6月17日から施行する。

附則

この定款は、平成27年5月12日から施行する。